

香美市協働推進計画（素案_{第2回委員会用}）

—輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで作るまちづくり—



令和4年9月

高知県香美市

目 次

1	計画の概要	
	(1)計画策定の背景と趣旨	1
	(2)計画の位置づけ	2
	(3)計画の期間	2
2	用語の定義	3
3	協働の領域と形態	
	(1)協働の領域	5
	(2)サービス提供における取組形態	6
	・協働をするときに大切なこと(協働の基本姿勢)	7
4	協働のまちづくりをめぐる現状と課題	
5	協働の推進に向けた基本方針	
6	協働のまちづくりを推進するために	

資料編

- ・香美市協働のまちづくり条例
- ・香美市協働のまちづくり条例施行規則

1 計画の概要

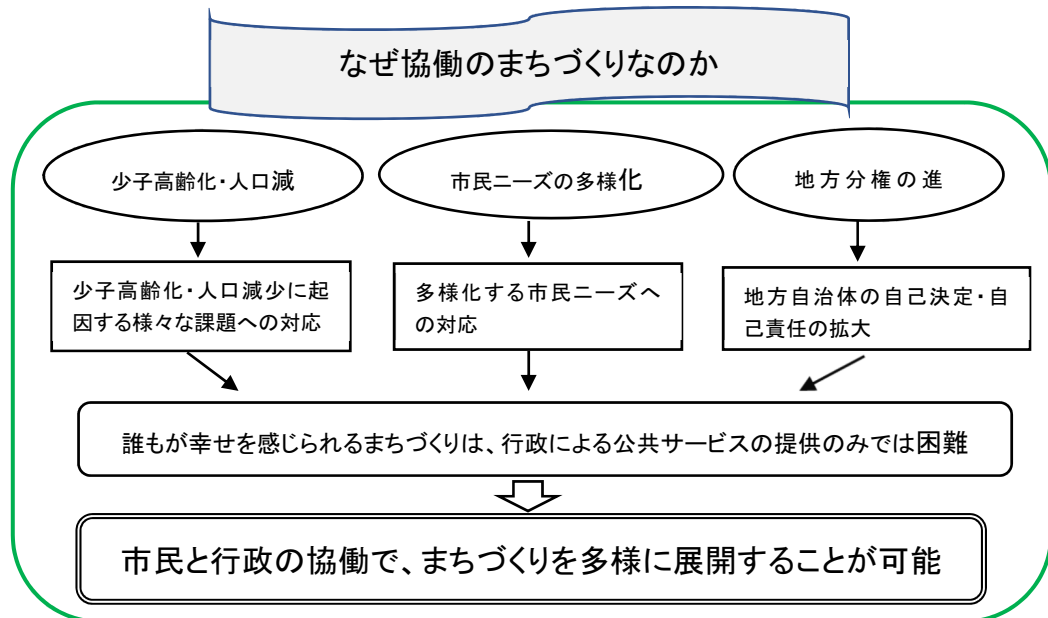
(1)計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行や人口減少、人々のライフスタイルの変化などによる影響で、地域の課題は複雑・多様化しています。地方分権の進展にともない、どのようなまちづくりをしていくかを自治体自らが選択できるようになり、同時に責任を持つことが求められるようになってきています。

本市においても、市民が求める幸せや豊かさは多様化しており、地域や現場の事情に合ったよりきめ細やかな対応は、行政のみでは難しくなっています。

こうした状況に対応していくためには、住民自治の推進を図り、市民と行政が共に行動する「協働」を積み重ね、誰もがここに暮らす喜びや幸せを感じることができる「みんなで築くまちづくり」^{注1}をすすめることが必要です。

本計画は、その取り組みを推進するために、香美市協働のまちづくり条例第11条の規定に基づき、定めるものです。

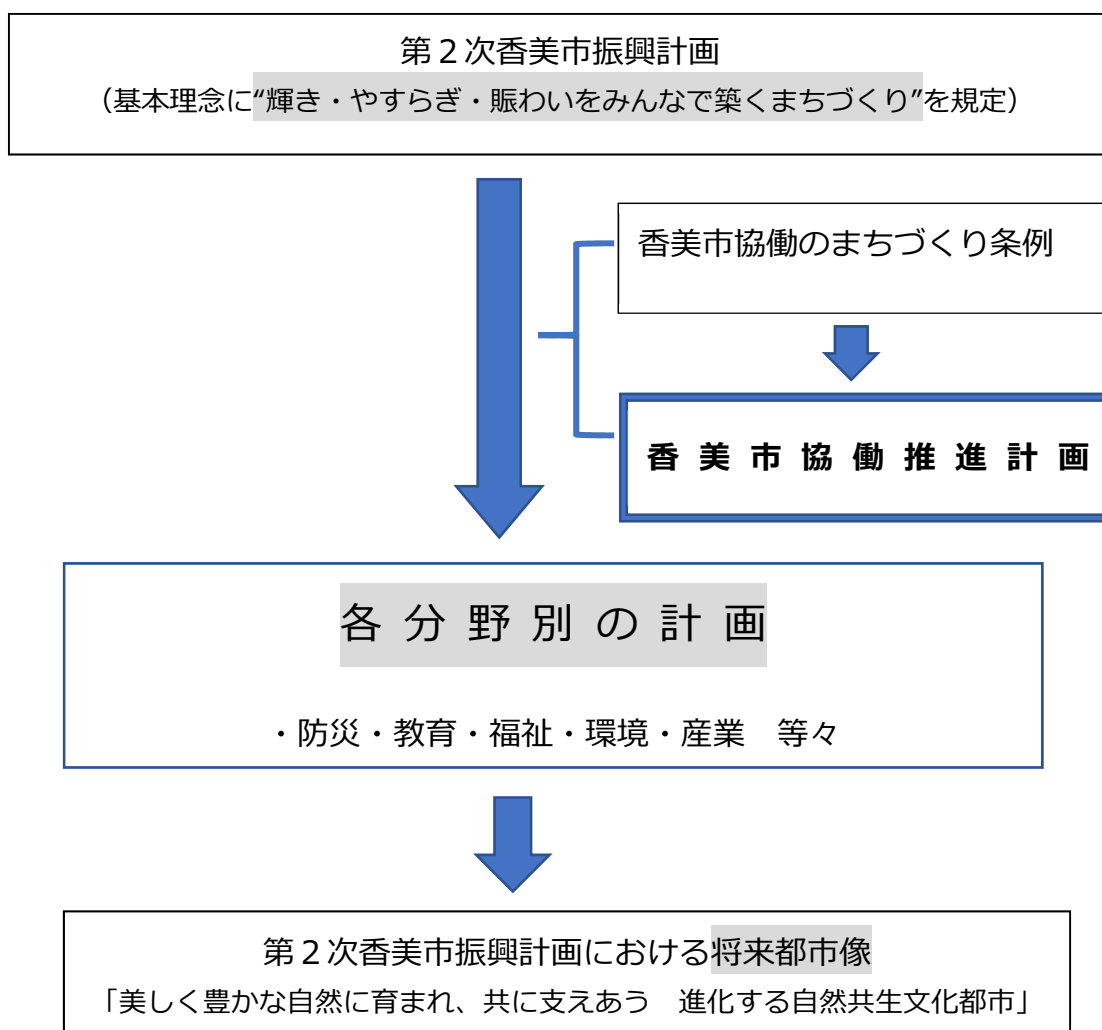


注1 第2次香美市振興計画の6つの基本方針(1.まちのかたちを創る 2.みどりを保つ 3.やすらぎを守る 4.賑わいを興す 5.未来を拓く 6.みんなで築く)の、「6.みんなで築く」より。

(2)計画の位置づけ

本計画は、第2次香美市振興計画を上位計画としています。

本計画に掲げる「協働」の理念は、各分野の計画に通じるものと位置付け、第2次香美市振興計画における将来都市像の実現を目指します。



(3)計画の期間

本計画の期間は、令和5年4月から、第2次香美市振興計画の終期に合わせて令和8年3月までとし、期間終了時に見直すものとします。

2 用語の定義

協働

まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれに果たすべき役割を自覚し、対等な立場で相互に補完しながら共に行動することをいう。

(香美市まちづくり条例第2条第4号)

・まちづくり

地域住民が共同で、あるいは地方自治体と協力して、住みよく魅力ある「まち」を創り上げていくさまざまな活動。その活動は、道路や施設などのハード面の整備だけでなく、身近な居住環境を改善し、地域の魅力や活力を高める、「環境づくり」、「ルールづくり」、「イベントづくり」、健康、福祉、教育、文化、地域コミュニティの形成などのソフト面を含みます。

・対等な立場

同じ目的を持つ当事者として、それぞれが主体性を持ち、上下関係などがないことをいいます。

・相互に補完

年齢、性別、職業などによる、さまざまな考え方の違い等について共通認識を持ち、目的達成に向けて補い合うことをいいます。

市 民

市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で事業を営む人、市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体、市内で活動する人及び法人その他の団体をいいます。

市

市長及びその他の執行機関をいいます。

参 画

市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいいます。

地域コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいいます。

地域住民

地域コミュニティ内の市民をいいます。

パートナー

相互の信頼に基づく対等な協力・提携の関係をもった相手をいいます。

NPO 法人

NPO（Non Profit Organization の頭文字を取った略称）とは、営利を目的としない民間の組織や団体のことで、ボランティア団体をはじめ、公益を優先し利益を目的としない幅広い民間団体を指します。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が、「特定非営利活動法人（NPO（法人）」です。

3 協働の領域と形態

(1) 協働の領域

		広義の協働				
		市民主導	協力	行政主導		行政主体
市民主体	公共サービスにおける協働 (狭義の協働)				(参画)	行政主体
市民が責任をもって独自に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域	市民と市がお互いの特性を活かし、協力しながら活動する領域	市が主導し、市民が協力して活動する領域	市の政策策定・評価時に市民が参画する領域	市が責任をもって独自に活動する領域	
協働の形態	『自治会と防災会が協働』 『企業と自治会が協働』 『社協と住民が協働』	補助・助成後援 実行委員会 事業協力 情報共有	共催 実行委員会 事業協力 情報共有	委託 指定管理 実行委員会 事業協力 情報共有	参画 住民提案	(例) ・各種公共事業 ・施設整備事業 ・行政処分 (許認可、賦課徴収、給付等) ・内部管理事務 (人事、庶務・経理等)
事業例)	・防災訓練 ・花いっぱい運動	・姉妹都市交流 ・集落活動センター ・地域活性化総合補助金	・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティスクールの推進	・泰山公園子どもの広場等管理 ・集会所指定管理 ・地区公民館事業 ・広報発行	・各種委員会 ・審議会等 ・パブリックコメント	

市民と市の協働には、それぞれの関わりの度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が公共サービスの提供において協働する領域(狭義の協働)は、市民主導、協力、行政主導の三つの領域です。また、広義の協働では、行政が関わらない市民主体の部分と、市の政策策定・評価時における参画があります。

(2)サービス提供における取組形態

形態	内容	効果
補助・助成	市民が行う公益性の高い事業に対して、市が補助金や助成金を交付し、財政的な支援を行う形態です。	市民活動が充実するとともに、市民活動の自主性・自立性が尊重されます。
後援	市民が主催者として実施する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用許可を行う形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼度を増すことができます。
共催・実行委員会	共催は、市民と市がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。 実行委員会は、市民と市で構成される実行委員会が主催者となって、事業を行う形態です。	事業の企画段階から話し合いを重ね、お互いの役割・責任分担を明確にして事業を実施することができます。
委託・指定管理	委託は、市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民に契約によって委ねる形態です。 指定管理は、市の所有する公共施設をより効果的に管理・運営するため、優れた特性を持つ市民に施設の管理・運営を委ねる形態です。	市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細かなサービスの提供が可能となります。
事業協力	市民と市が互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う形態です。	双方の特性が発揮でき、話し合いの機会が増えることでパートナーとの信頼関係が構築できます。
情報共有	市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、情報の共有化を図る形態です。	行政情報や地域の課題、市民の考えなどを的確に把握することができます。

市民と市との協働で事業を行う際は、それぞれの領域に応じて協働の形態を選択します。なお、各事業の属する領域は、今後の社会情勢等によって変わる可能性があるため、市民主体、行政主体の領域に関しても、市民と市はお互いに関心を持ちながら社会情勢を注視する必要があります。

・協働をするときに大切なこと(協働の基本姿勢)

情報の公開・共有

それぞれの持つ情報を公開し共有すること。
分かりやすく伝えることも必要です。



相互理解

年齢、性別、職業などによる、さまざまな考え方の違い等を分かり合うこと。
そのために、話し合いの場をもうけます。
それぞれが自ら果たすべき役割を自覚することも大切です。



役割分担

相互理解にもとづいた相互補完を原則とすること。
自主性を尊重したうえで、不得意な部分を補い合い、
お互いの得意分野を活かし合える役割分担に努めます。

協働で事業に取り組む際、上下関係や依存関係では、協働の効果を十分に発揮することができません。

どちらか一方に押し付けたり押し付け合ったりするのではなく、お互いの意見や特性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし合える関係を築くことが大切です。

**4 協働のまちづくりをめぐる現状と課題(※まちづくり委員会で
出た意見をもとに作成していく)**

5 協働の推進に向けた基本方針(※「4」を踏まえて修正する)

6 協働のまちづくりを推進するために

協働のまちづくりを推進するためには、市民と市がそれぞれに果たすべき役割を自覚し、対等な立場で相互に補完しながら共に行動することが大切です。